

要支援・要介護認定等を受けている皆さまへ

大切にしてください

介護保険負担割合証



介護保険または、介護予防・生活支援サービス事業を利用するときは、所得に応じて、サービス費用の1～3割を負担します。負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。「介護保険負担割合証」は要支援・要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業の対象者全員に交付されますので、確認しましょう。

介護保険負担割合証を確認しましょう

介護保険負担割合証を受け取ったら、内容を確認しましょう。内容に誤りがあったら、能美市までご連絡ください。

介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときの**負担割合(1～3割)**が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
住所	見本
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用対象者の割合	適用期間
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	172114 石川県能美市来丸町1110番地 電話 (0761) 58-2235 能美市

住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

適用期間が記載されます。

能美市 健康福祉部 保険年金課

〒923-1297 能美市来丸町1110番地 TEL:0761-58-2236

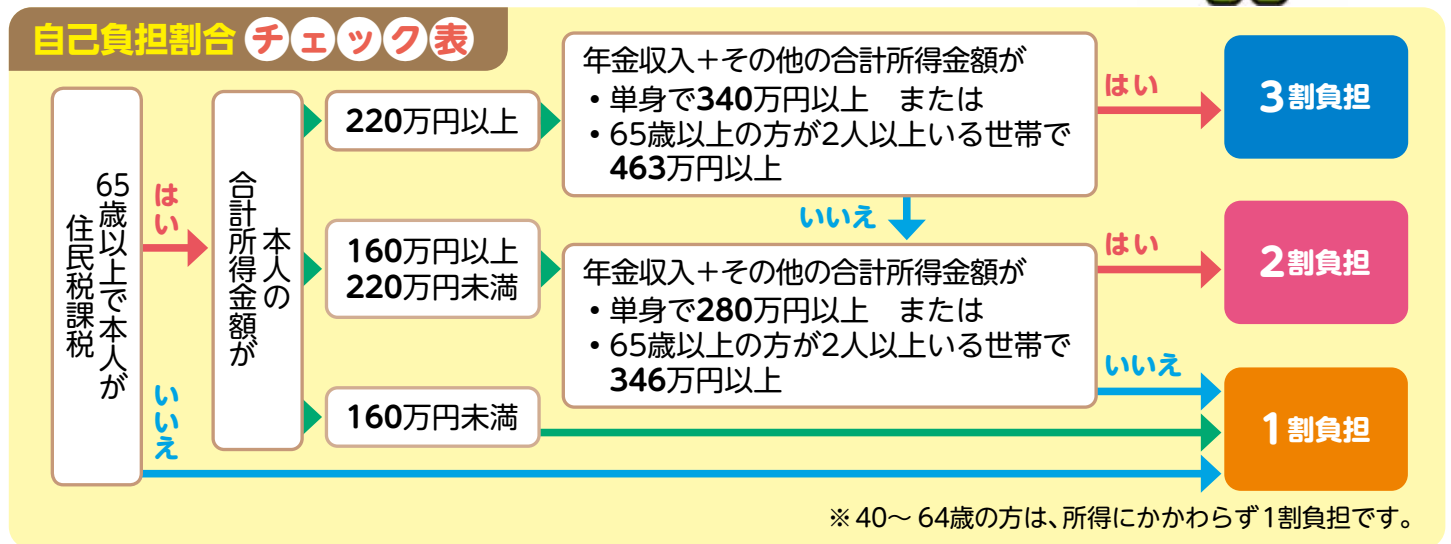
利用者の自己負担割合は1～3割です

介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、原則として実際にかかる費用の1～3割を支払います。負担割合は所得に応じて決まります。



介護保険サービス等の自己負担割合

所得に応じて、**1割負担**、**2割負担**、**3割負担**に分かれます。



交付対象となる期間

負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

負担割合証の有効期間



介護保険負担割合証は、介護保険サービス等を利用するときに必ず持参しましょう

介護保険負担割合証は、介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するときの**自己負担割合を示す証明書**になります。**介護保険の保険証**(被保険者証)と一緒に、負担割合にかかわらず**介護保険負担割合証**を必ず提示してください。

介護保険負担割合証を提示しなかった場合、本来の自己負担割合で介護保険サービス等を利用できないことがあります。



【被保険者証との関係】

保険料の滞納により給付制限を受けているなど、被保険者証に負担割合証とは異なる負担割合が記載されている場合、被保険者証に記載された負担割合が適用されます。

！ 介護保険証(介護保険被保険者証)と間違えないようにしましょう

● 介護保険証は、要介護認定を申請するときやサービスを利用するときに必要なになります。